

原発事故により放出された放射性物質から 福島県民の健康を守るための要望書

2011年10月22日
福島県保険医協会 2011年度第4回理事会

東日本大震災にともなう東京電力福島原子力発電所（以下「福島原発」）の「人災」事故により福島県は全域にわたり放射性物質に汚染されました。

福島原発の事故は未だ収束しておらず、原子力災害は今なお進行中です。避難生活を強いられている浜通り地域はもちろん、県内全域において年間1 m Svを超える平常時の規制値以上の放射性物質が降り注いでおり、福島県民は放射能被害という先の見えない不安を抱えています。

仮に今後福島原発の事故が収束しても放射性物質に汚染された地域では、引き続き被曝を避けるための方策を講じなくてはなりません。

私たちは、福島県民の健康を守るため、「安心して暮らし続けることが出来る福島県」「全国一健康に生きられる福島県」の実現を目指すため下記7項目を国と東京電力に強く求めます。

1. 福島原発事故と放射能汚染状況の正確かつ迅速な公開と、原発事故の一刻も早い収束を図ること
2. 放射性物質の除染と仮置き場・中間貯蔵施設・最終処理施設の確保、処分法の確立と費用負担を行うこと

除染こそが今もって5万6千名を超え、なお増え続ける県外避難者を福島県に呼び戻す最低保障となるものです。

放射能汚染の広がりには判明しただけでも極めて広大です。汚染地域は放射線量による線引きを設けることなく、福島原発事故以前の「安心して暮らせる福島県」への全面的な環境回復をめざし、国と東京電力が責任を持って除染すべきです。

現時点で除染が進まない原因は、放射性物質に汚染された廃棄物や土壌・汚泥などを一時保管する場所や最終処分方法が決まらないこと、除染や保管、最終処理にかかる費用を誰が負担するかが決まらないことにあります。

国が「仮置き場・中間貯蔵施設」「最終処理施設」確保に全力を尽くし、「使用期限」「最終処分の方法」を具体的に示し、費用は国と東京電力が全面的に負担することを明確にすることが除染の速やかな実施への道筋をつけることとなります。

3. 健康管理と詳細調査を全県民に行うこと

「安心して暮らし続けることが出来る福島県」実現のため、国と東京電力には、全福島県民の放射線被曝による身体的健康への影響調査とその結果を正確に知らせること、一生涯の健康管理を行う責任があります。

今後、福島県民は放射線の外部被曝と内部被曝による健康への影響と向き合いながら、数十年単位で生活しなければなりません。

現在、福島県は「福島県民健康管理調査」を進めていますが、詳細調査の対象者が、①避難区域等の住民②基本調査の結果必要と認められた方となっています。

郵送された「県民健康管理調査について」には「回答をされなくても、何ら不利益を被ることはありません。」とありますが、基本調査問診票に回答しなければ、詳細調査は行われなことを周知すべきですし、被曝線量を推定するための基礎数値はもちろん、詳細調査へ移行する場合の数値を公表すべきです。

そもそも、文部科学省が2011年10月17日に公表した「放射線量等分布マップ」によれば、測定場所「郡山市豊田町」で積算線量の推計値が6.5 mSv、「福島市南向台」で6.8 mSvなど「避難区域等」と同等もしくはそれ以上の数値となっている場所もあり、避難区域等の住民に限ることなく、全福島県民に対する詳細調査の実施を強く求めます。

4. 早期発見・早期治療を保障するために県内各地区に拠点病院を設置し、自己負担なしの定期検診制度と「患者窓口負担なし(ゼロ割)」の医療受診を実施すること

子どもを持つ親をはじめとする福島県民は、長期にわたる低線量被曝や内部被曝による晩発性障害、遺伝的障害の発生に強い危惧をもっています。

早期発見・早期治療を保障するため県内各地区に拠点病院を設置し、子どもに対する甲状腺検査はじめ県民へのがん検診、白血病や白内障、遺伝的障害への対応など、一番身近な開業医との連携を含む体制づくりを求めます。

また、早期発見・早期治療のためには、財布を気にすることなく受診できることが重要であり、自己負担なしの定期検診制度と「患者窓口負担なし(ゼロ割)」の医療受診を実施することを求めます。

5. 国は、福島原発事故により放出された放射性物質から国民の健康を守るために「原発事故国民健康支援法」(仮称)を制定すること

健康管理に関する国の体制、財政支援は現時点でもきわめて不十分です。

福島県が進めている「福島県民健康管理調査」、データ管理などは緊急避難とはいえ、法的根拠がなく進められています。また、現在でも健診は、乳幼児健診はじめ学校健診、職場健診、がん検診、特定健診など法令ごとに分断され、個人を一貫してフォローするものとはなっていない上、受診率もバラバラです。今回、詳細調査を特定健康診査に上乘せで実施するというのですが、健康保険法はじめ各法を横断的に実施させるためには、上位法となる特別法の制定が必要となります。

加えて先に要望した福島県民全員への自己負担なしの定期検診制度、「患者窓口負担なし」の医療受診はもとより、管理のための「原発被曝健康手帳」(仮称)の発行やシステム構築および財源についての責任等も同様です。

国は、福島原発事故により放出された放射性物質から国民の健康を守るために「原発事故国民健康支援法」(仮称)を制定し、その運営に責任を持つよう強く求めます。

6. 保健・医療関係者に対し、放射線被曝による身体的健康への影響に対する科学的エビデンスに基づいた情報を平易な言葉で提供する体制を早急に確立すること

地域医療を担う開業医を含む身近な保健・医療関係者への放射線被曝による身体的健康への影響、遺伝的障害に対する相談が多く寄せられています。

また、さらなる被曝を恐れて、本来必要なレントゲンや放射線治療を拒む患者さんも現れていることが報告されています。

保健・医療関係者を含む全ての国民が放射線に関する知識を身につけ、放射線による影響について科学的エビデンスに基づいた情報を平易な言葉で共有できる体制を早急に確立することを求めます。

7. 国と東京電力はこれらの要望を実現するために基金のみならず必要かつ十分な財政を確保すること

以上